

北上市訓令第10号

市長部局

北上市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年11月22日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市公印規程の一部を改正する訓令

北上市公印規程（平成3年北上市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
種類	公 印 番 号	刻印文字	印材	大きさ (ミリ メート ル)	保管責任者	摘要	種類	公 印 番 号	刻印文字	印材	大きさ (ミリ メート ル)	保管責任者	摘要
[略]							[略]						
職印	[略]						職印	[略]					
	67	[略]						67	[略]				
							68	岩手県北 上市長之	電子 印	方10	まちづくり 部生涯学習	情報システムによる 北上市生涯学習セン	

							印		文化課長	ター条例（平成12年北上市条例第46号）に基づく施設使用料減免決定通知その他の文書用	
						69	<u>岩手県北上市長之印</u>	電子印	方10	健康こども部健康づくり課長	情報システムによる北上市市民交流プラザ条例（平成12年北上市条例第25号）に基づく施設使用許可書、施設使用料減免決定通知その他の文書用

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年11月22日から施行する。